

泉佐こ字第 3675 号  
令和 4 年 10 月 24 日

市内の認定こども園・保育園等の保護者の皆さまへ

泉佐野市 こども部子育て支援課

## 市内の認定こども園・保育園等における使用済み紙おむつの保護者持ち帰りの廃止について

認定こども園・保育園等（以下保育施設）における使用済み紙おむつの保護者の持ち帰りについては、公立の保育施設では、お子様の健康状態の確認のため保護者の持ち帰りとしており、市内の民間保育施設では、施設により持ち帰りへの対応が異なっているところです。

また、新型コロナウイルスを含む感染症対策や衛生面での課題となっており、保護者や現場の保育教諭等の負担にもなっているところです。

つきましては、下記のとおり、市内の保育施設において使用済み紙おむつの保護者の持ち帰りを廃止するとともに、紙おむつ処理に係る保護者の実費負担をなくすことで、保護者の経済的負担を軽減し、さらなる保育サービスの充実を図ってまいりますので、園の運営に、ご理解ご協力よろしくをお願いいたします。

### 記

#### 1) 開始日

令和4年 11 月 1 日（火）

#### 2) 対象施設

公立保育施設：市立認定こども園（3園）市立児童発達支援センター（1園）

民間保育施設：私立認定こども園（13園）私立保育園（1園）小規模保育事業（1園）

（※民間保育施設では、以前より持ち帰りを廃止し自園処理をしている園もあります。）

#### 3) 費用

使用済み紙おむつの廃棄に伴う費用の徴収はありません。

（※お子様の使用する紙おむつは、引き続き保護者のご負担となります。）

#### 4) その他

各園では、排泄物の状況について連絡帳や口頭等でお伝えいたしますが、お子様の健康状態の確認のため、使用済み紙おむつ持ち帰りをお願いする場合があります。

また、使用済み紙おむつの持ち帰りを希望される保護者の方は、各園にお伝えください。

〇問い合わせ先

泉佐野市こども部子育て支援課

電話 072-463-1212（内線 2381）

e-mail:jidou@city.izumisano.lg.jp